

○令和元年度指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

1. 対象施設

施設	本件総称		精華町立体育館・コミュニティセンター及び町内体育施設	
	施設①	名称	精華町立体育館・コミュニティセンター	
		所在地	精華町大字下狛小字神ノ木8番地	
		設置目的	住民のスポーツ振興を図り、かつ、文化の発展及び向上に寄与するため、体育館等を設置し、その構成施設は体育館、コミュニティセンター、スポーツ交流広場とする。愛称については、むくのきセンターと称する。	
	施設②	名称	打越台グラウンド・テニスコート	
		所在地	精華町大字北稻八間小字打越	
	施設③	名称	池谷公園多目的コート	
		所在地	精華町桜が丘二丁目21番地1	
	施設④	名称	木津川河川敷多目的広場	
		所在地	精華町大字下狛小字神ノ木先東方(木津川河川敷内)	
指定管理者		名称	特定非営利活動法人精華町体育協会	
		所在地	精華町大字下狛小字神ノ木8番地	
評価対象期間		令和元年度評価	平成31年4月～令和2年3月	
評価の方法等		第一段階として、指定管理者より提出された令和元年度事業報告書を中心に、月次報告書、連絡調整会議、日常的に実施した指定管理者に対するヒアリング等により事業実績のモニタリング評価を実施した。 第二段階として、モニタリングにより確認できた内容と、平成30年度から5年間の基本協定、平成31年度年度協定、教育委員会所管施設指定管理者評価委員会より提出された平成30年度評価結果、その他事業計画書に基づく当初の計画や目標等を比較し、評価を実施した。		
施設所管部課名		教育委員会教育部生涯学習課		

2. 運営状況

項目		協定・計画等 (基本協定書に基づく)	実績 (令和元年度)	実績 (平成30年度)	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティセンター	開館(開放)期間 または日数	12/28～1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日等を除く	317日	338日	引き続き、精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開館の対応ができているが、新型コロナウイルス対策による休館措置の影響等で開館日が21日減少した。
	開館(開放)時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	開館(開放)期間 または日数	358日(12/28～1/4を除く)	361日	361日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開放の対応ができている。 グラウンド、テニスコートともに夏季早朝利用(6/1～9/8)を実施し、サービス拡充に努めていることが評価できる。
	開館(開放)時間	午前8時～午後10時	午前8時～午後10時 午前6時～午後10時 ※6/1～9/8限定	午前8時～午後10時 午前6時～午後10時 ※6/1～9/9限定	
施設③ 池谷公園多目的コート	開館(開放)期間 または日数	358日(12/28～1/4を除く)	361日	361日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開放の対応ができている。
	開館(開放)時間	午前8時～午後10時	午前8時～午後10時	午前8時～午後10時	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	開館(開放)期間 または日数	12/28～1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日等を除く	317日	338日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開放の対応ができている。
	開館(開放)時間	午前9時～午後6時	午前9時～午後6時	午前9時～午後6時	

3. 利用状況

項目		協定・計画等に基づく目標値 (基本協定書に基づく)	実績 (令和元年度)	実績 (平成30年度)	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティセンター	利用件数（件）	利用件数に関する目標設定なし。	9,026	10,654	平成30年度実績と比べ利用件数（△15%）、利用者数（△9.8%）は減少し、利用者数は協定書による目標値を下回った。新型コロナウイルス対策による休館の影響が大きく3月の減少が顕著であった。トレーニング室の利用が年間を通して減少した。
	利用者数（人）	105,000	99,040	109,847	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	利用件数（件）	利用件数に関する目標設定なし。	3,110	2,905	利用者数は、平成30年度の実績よりは減少したが、利用者数目標は上回った。テニスコートは施設改修後、利用者数は増加傾向にある。
	利用者数（人）	29,000	29,095	30,236	
施設③ 池谷公園多目的コート	利用件数（件）	利用件数に関する目標設定なし。	1,040	924	利用件数、利用人数とも平成30年度の実績より増加したが、利用者数目標は下回った。施設の経年劣化が目立つため、計画的な施設改修等により、利用者増に向けた取り組みを進める必要がある。
	利用者数（人）	9,000	7,995	7,404	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	利用件数（件）	利用件数に関する目標設定なし。	26	34	利用件数、利用者数ともに平成30年度の実績を下回った。施設の立地条件や需要を考慮し、施設の今後の方向性や目標値について検討を進める必要がある。
	利用者数（人）	2,000	810	1,704	
合計	利用件数（件）	利用件数に関する目標設定なし。	13,202	14,517	利用件数（△9%）、利用者数（△8.2%）ともに平成30年度の実績を下回った。
	利用者数（人）	145,000	136,940	149,191	

4. 収支状況 ※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目		協定・計画等 (元年度事業計画書に基づく)	実績 (令和元年度)	実績 (平成30年度)	検証結果・業務改善分析等
収入(円)	指定管理料	46,000,000	46,000,000	46,000,000	年度協定に基づく町からの指定管理料は平成30年度と同額であったが予算内で適正に執行されている。
	利用料金	14,800,000	16,126,605	16,164,430	令和元年度の目標値は上回った。精華町立体育館・コミュニティセンターの利用料金が新型コロナウイルスの影響で減少し、平成30年度実績からは微減したが、グラウンド・テニスコートの利用料金は増加した。
	自主事業	3,500,000	3,961,620	3,268,650	各種スポーツ・文化振興事業等により、平成30年度の実績や令和元年度の目標値よりも上回ったことが評価できる。
	合計 ※上記以外の項目含む	64,304,000	66,176,351	65,512,503	利用料金、自主事業等、自助努力を要因とする収入増であることが評価できる。
支出(円)	人件費	32,460,000	34,767,190	32,133,943	予算や平成30年度実績を上回る結果であるが、利用者への対応強化や事業の拡大に伴う人員の強化（増員）を図っている。人材確保のために、ある程度の人件費上昇が見込まれる。自主事業で職員が講師となるなど工夫が見られる。
	運営事業費委託料	8,429,000	7,929,126	8,201,500	平成30年度から、むくのきセンターの主な保守点検業務について包括的に1社に委託したため、業務の効率化と専門的な維持管理業務を行うことができた。運営事業費委託料全体としてはやや減少した。
	光熱水費	12,108,000	11,376,848	11,721,813	共用部分の徹底した節電のほか、部分的なLED電球の使用など指定管理者の経営努力により、引き続き経費節減できたことが評価できる。
	修繕料	324,000	283,045	367,816	基本協定に基づき、予算の範囲内で計画的に修繕が行われた。
	合計 ※上記以外の項目含む	64,304,000	65,305,075	63,520,363	サービス水準を向上させ収入を確保する一方で、経費節減等を図り収支のバランスをとることができたものと評価できる。
収支状況の総括		・収入においては、新型コロナウイルス感染症で3月に閉館した影響もあり屋内施設の利用料金は減少したが、屋外施設の利用料金収入は増加し、利用料金全体ではほぼ前年度水準を確保できている。事業収入は過去最高額で指定管理者独自の取り組みによる結果であることが評価できる。引き続き、住民ニーズに応じたサービス提供により、収入増を目指していただきたい。 ・支出においては、人件費は増加したが、委託料等は抑制することができた。			

５．減免状況

項目	種別	減免根拠（減免割合(%)）	上段：件数（件）／下段：金額（円） （令和元年度）	上段：件数（件）／下段：金額（円） （平成30年度）
施設① 精華町立体育館・コミュニティセンター	一般・行政	精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則第7条（100・50）	359	310
			2,667,145	2,733,800
	社会教育関係団体・登録団体	精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則第7条（50）	361	371
			3,243,025	3,634,400
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条（100・50）	8	36
			46,800	116,600
	社会教育関係団体・登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条（50）	149	145
			1,161,465	1,067,250
施設③ 池谷公園多目的コート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条（100・50）	1	1
			8,000	8,000
	社会教育関係団体・登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条（50）	52	54
			187,095	184,950
施設④ 木津川河川敷多目的広場	一般・行政	無料開放のため、減免事例なし。		
	社会教育関係団体・登録団体	無料開放のため、減免事例なし。		

６．その他管理運営状況 ※本表では、施設別の実績を集約し、特記事項について記載しています。

項目	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
管理業務	基本協定第9条等に基づき、清掃、警備、保守点検等を行う。	専門業者による法定点検のほか、指定管理者による定期点検等を実施した。	・むのきセンターの主な保守点検業務を、基本的に1社に包括的委託し、専門的に迅速な管理業務を行っている。 ・良好な施設環境を維持するための効果的な清掃、保守点検等を実施することができている。
運営業務	基本協定第9条等に基づき、使用の許可、予約の調整等を行う。	引き続き、施設予約システムによる随時の受付・案内のほか、当日利用申込への対応、日程調整会議を実施した。町教育委員会との連絡調整会議を、平成30年度からは毎月行い、情報共有を行った。	・基本協定等に基づき、Webシステムの活用や団体間の調整により、円滑な施設予約環境を確保できている。当日利用申込へも対応し利便性向上と収入増を図ることができている。 ・引き続き連絡調整を適切に行い、情報共有を図る必要がある。
自主事業	事業計画書等に基づき、アイデアを生かし、施設の設置目的の範囲内で魅力ある自主事業を行い、施設機能の活用を図る。	引き続き、ジュニアバドミントン教室やいきいき健康スポーツ教室、親子パン教室などの事業を実施した。町教育委員会との共催でむのき文化講座などを開催した。	・むのきセンターでは、生涯学習の拠点施設として、引き続き各種事業を実施した。文化教室事業の充実を図っており、新たな利用者の獲得につながるものであると評価できる。
職員の確保・育成	事業計画書等に基づき、必要な職能を備えた人材を確保し、定期的な研修を実施する。	定期的な職員会議、業務改善のためのミーティングを実施した。各職員の責任を明確にし、意欲の向上を図った。	・職員会議による課題の共有、仕事に取り組む姿勢の指導及び責任の明確化は、職員の意欲とサービス向上につながるものと評価できる。 ・人材育成のため引き続き充実した研修を計画する必要がある。
利用者ニーズの把握	事業計画書等に基づき、利用者意見ボックスを設置し、アンケートを定期的に実施する。また、ホームページ等で広く住民の意見を求めることも検討する。	引き続き利用者意見ボックスを設置している。利用者アンケートは実施しなかった。	・利用者意見ボックスを設置していることは評価できる。利用者のニーズを聴くためホームページ等での意見募集などに取り組む必要がある。
情報公開・個人情報保護	基本協定第19条及び20条に基づき、利用者等の個人情報の取扱いについて関連法令を遵守する。	基本協定等に基づき、利用者等の個人情報を管理した。職員ごとにデータ管理権限を切り分けたり、簡単にデータコピーして利用できないようなデータ形式にするなどを行っている。	・基本協定等に規定の内容を実施することができている。意識向上のために情報の取扱いについて研修などを行うことも必要である。
危機管理	事業計画書等に基づき、危機管理マニュアルを作成し、訓練等を通じ、危機管理体制を確立する。	防災設備の点検、避難訓練等のほか施設構造及び機器取扱いに関する学習を進めた。	・日常的な防災施設の点検等、危機管理体制の充実、意識の醸成に努めたことが評価できる。定期的な避難訓練や研修を継続して行う必要がある。 ・災害時の指定避難所としての機能が発揮できるよう、さらに教育委員会との調整を進める必要がある。

7. 総括

指定管理者の自己評価	●運営状況として、利用者の増加及び事業の拡大に伴い、人員の強化を図ってきたが、今後、さらに人員の増強を図っていく必要がある。個人情報の取り扱いについては、職員に対し慎重な取り扱いを指示しているが、今後ともより一層徹底していきたい。特にパソコンの使用にあたっては、コンピュータウイルス感染予防対策をとるとともに職員に対し業務上の徹底を図っていききたい。町との毎月の連絡調整会議を中心に日常的な情報共有が図れた。 ●施設利用状況として、打越台グラウンド・テニスコートで目標値を達成することができた一方、むくのきセンターは、新型コロナウイルスの影響により3月に臨時閉館となったこともあり、目標値に届かなかった。池谷公園テニスコートでは施設の老朽化がすすみ、打越台テニスコートが改修されたこともあり年々利用者が減少傾向にあるが、今年度は昨年度の利用者数を上回った。木津川河川敷多目的広場は、立地条件から使用についての制限事項も多く、日常活動ではほとんど使用されていない。また、昨年度はイベントが開催されたことにより目標の80%となったが、今年度は開催されなかったため指定管理者としてもこのような現状の中での利用者増は厳しいと考えている。 ●自主事業として、スポーツ教室事業を中心として、健康づくり事業ではフィットネススクールを充実させ、より質の高いサービスを安価で住民に提供することができた。また、2期目の課題として挙げていた文化活動についても、昨年度に引き続き教育委員会との共催により文化講座を開設し、生涯学習の拠点としての役割も果たすことができた。 ●収支状況として、利用料金は、10月から料金改定により町外料金が廃止されたこと、新型コロナウイルスの影響により3月に臨時閉館となったため、昨年とほぼ同額となった。事業収入は、指定管理者制度導入後、過去最高の収入が得られた。
町施設所管課の評価	●自主事業を積極的に展開され収入確保に努めている。 ●人件費は、利用者への対応強化や事業の拡充に伴い、人員体制の強化や人材確保のために、ある程度の増加が見込まれている。また、消費税率改定や最低賃金上昇等考慮して全体的な運営の中で、妥当な指定管理料を検討する必要がある。 ●施設の保守点検に関し、保守点検業務を包括的に委託して事務の軽減と専門的で迅速な管理業務が行われている。 ●人材育成を目的とした計画的な研修を実施する必要がある。 ●利用者数は、新型コロナウイルスの影響で3月にむくのきセンターを臨時閉館したが、施設全体では増加傾向にあることが評価できる。定期的に相談会を実施するなどトレーニング室の利用者確保に引き続き努められている。 ●むくのきセンターは、生涯学習の拠点施設としての役割を十分に理解し、各種団体、サークルと連携や調整を図りながらスポーツ・文化教室等充実した自主事業を展開されている。 ●特に、むくのきセンター利用についてフィットネス事業やクッキングスクールの会員制を導入して利用者を確保し継続的な利用につなげることと併せ調理室等の活用が図られており工夫ができています。 ●利用者の増加及び事業の拡充のための人員体制強化等により、人件費が増加している一方、指定管理者独自の取組である自主事業の効果的な展開により過去最高の事業収入を得られたことが評価できる。 ●今後とも利便性の向上など利用の拡大へつながるような工夫が必要である。また、中長期的な経営観点から、指定管理者として今後の運営計画を検討するに当たり、支出抑制だけでなく、効果的な収入増につながる事業の分析などを継続して行うことが必要である。